

東京都市計画公園の変更について（第8・2・37号北烏山農業公園）

1 主旨

「世田谷区都市整備方針（平成27年4月）」の「都市整備の基本方針」の将来目標を実現するためのテーマ別方針「みどり豊かで住みやすいまちをつくる」において、農地保全のため、農地保全重点地区を中心に都市計画公園・緑地に指定し、農業公園などとして整備を進めるとしている。

また、「世田谷区みどりの基本計画（平成30年3月）」の取り組み方針「農のみどりの継承」においては、農地保全方針に基づく取り組みの推進として、農地保全重点地区内では、農業振興等拠点として活用できる農地及び屋敷林を、あらかじめ農業公園として都市計画決定し、所有者が農地を手放さざるを得なくなった時に、区が農地を取得して農業公園として整備することで、農地を長期的に保全するとしている。さらに、「世田谷区農地保全方針（平成21年10月）」においては、農地保全重点地区を指定し、地区毎の特性に応じた農地等の保全策を講じたうえで、農業振興等拠点の整備を図ることとしている。

世田谷区北西部の農地保全重点地区（北烏山・給田地区）に位置する計画地は、一部都市緑地法に基づく北烏山九丁目屋敷林特別緑地保全地区及び、市民緑地となっており、計画地内の生産緑地と一体的に昔ながらの世田谷の農の風景を感じることができ、農業振興等拠点として適した場所である。

こうしたことから、農地及び農の風景を保全し、農業振興等拠点として整備するため、都市計画公園の配置及び機能について検討した結果、北烏山九丁目地内における約0.6ヘクタールの区域について、第8・2・37号北烏山農業公園を都市計画決定しようとするものである。

2 これまでの経緯

令和2年10月 都市計画審議会（報告）

11月 都市整備常任委員会（都市計画案の報告）

都市計画法第17条に基づく都市計画案の広告・縦覧

3 概要

（1）名称 第8・2・37号北烏山農業公園

（2）区域 計画図表示のとおり

（3）面積 約0.6ha

4 都市計画案に対する縦覧・意見書の提出について

（1）縦覧・意見書受付期間：令和2年11月12日～11月26日

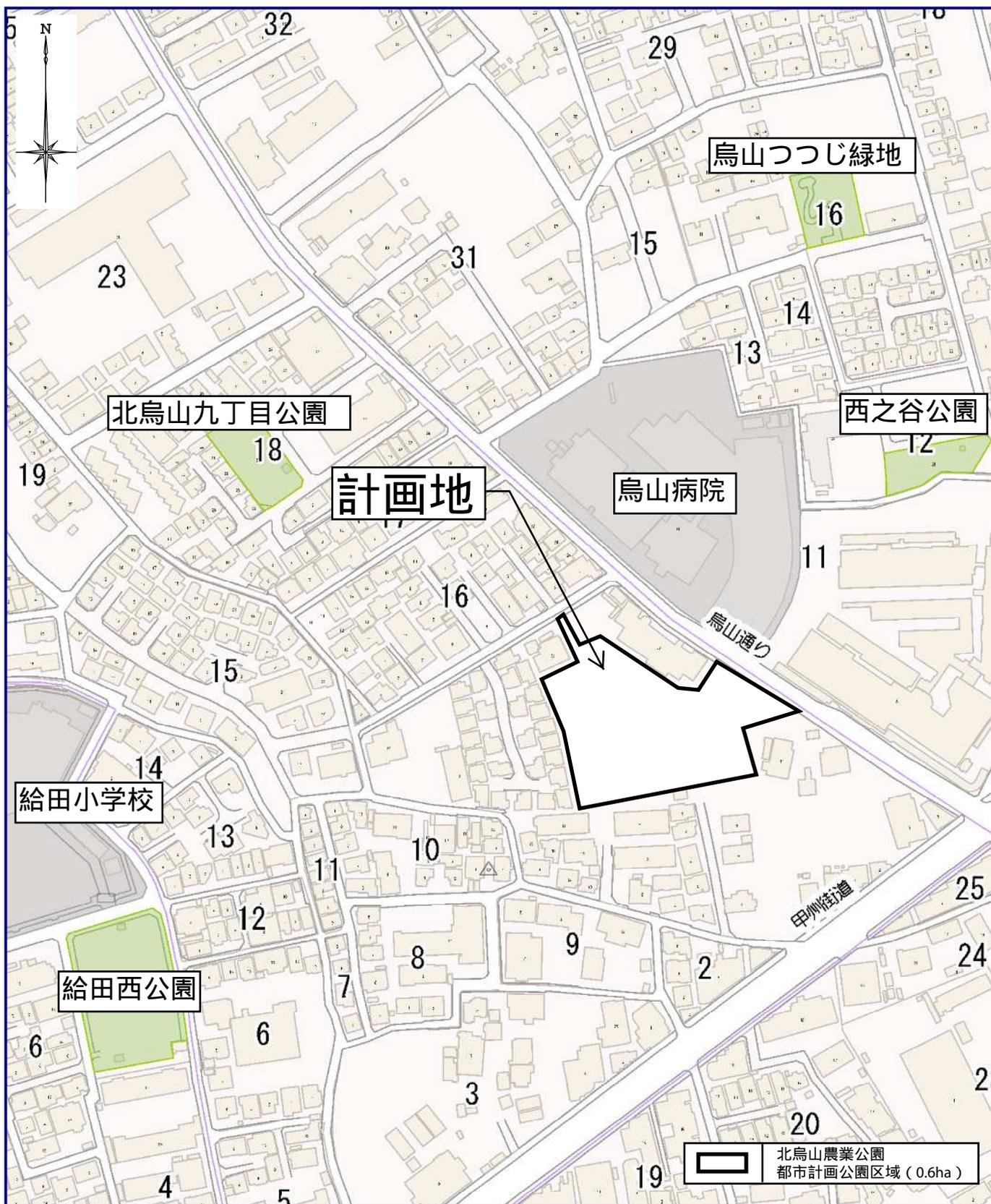
（2）意見書の提出：なし

5 今後のスケジュール（予定）

令和2年12月 都市計画審議会（諮問）

令和3年 1月 都市計画変更決定・告示

案内図



※敷地の境界、都市計画などの内容を証明するものではありません。

【地図の著作権】住宅地図：(C)ZENRIN CO.,LTD.、白地図/航空写真：(c) Kokusai Kogyo Co., Ltd.、その他の地図：(c)City Of Setagaya

東京都市計画公園の変更（世田谷区決定）

東京都市計画公園に第8・2・37号北烏山農業公園を次のように追加する。

種別	名称		位置	面積	備考
	番号	公園名			
特殊公園	第8・2・37号	北烏山農業公園	世田谷区北烏山九丁目地内	約0.6ha	園路、修景施設、 休養施設、管理施設

「区域は計画図表示のとおり」

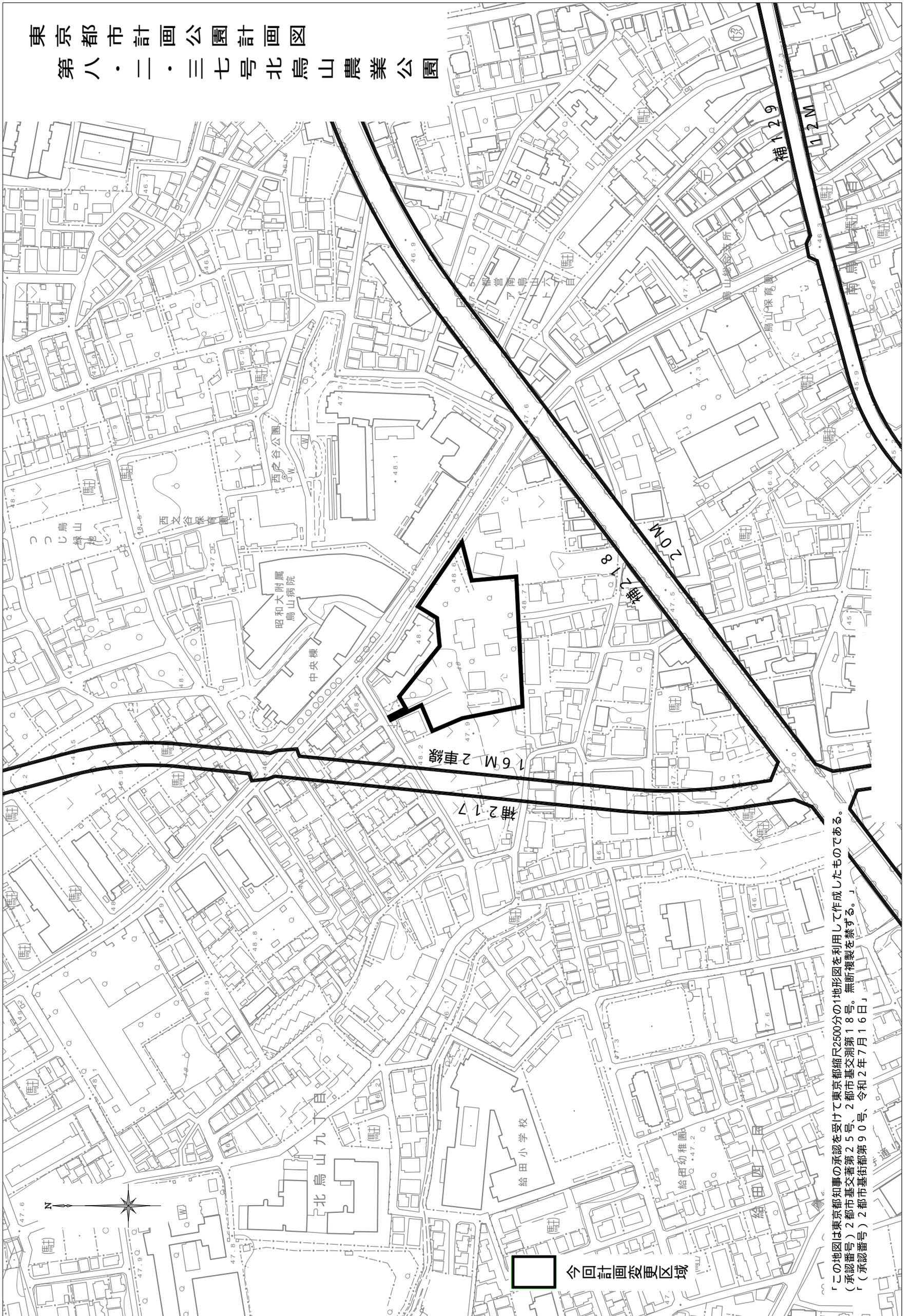
理由 農地及び農の風景を保全し、農業振興拠点として整備するため、上記のとおり公園を追加する。

新旧対照表

種別	名称		位置	面積	備考
	番号	公園名			
特殊公園	第8・2・37号	北烏山農業公園	世田谷区北烏山九丁目地内	約0.6ha	追加

東京都市計画公園計画図

第八・二・三七号北鳥山農業公園



「この地図は東京都知事の承認を受けて東京都縮尺2500分の1地形図を利用して作成したものである。
(承認番号) 2都市基交著第25号、2都市基交測第18号。無断複製を禁ずる。」
「(承認番号) 2都市基街都第90号、令和2年7月16日」

都市計画の案の理由書

1 種類・名称

東京都市計画公園 第8・2・37号北烏山農業公園

2 理由

「世田谷区都市整備方針(平成27年4月)」の「都市整備の基本方針」の将来目標を実現するためのテーマ別方針「みどり豊かで住みやすいまちをつくる」においては、農地保全のため、農地保全重点地区を中心に都市計画公園・緑地に指定し、農業公園などとして整備を進めるとしている。また、「世田谷区都市整備方針」の「地域整備方針」における烏山地域のテーマ別の方針「みどり豊かで住みやすいまちをつくる」では、地域内に広がる農地を貴重な環境資産として、農業に対する区民の理解・関心を高めることにより、緑地空間として保全し活用するとしている。

「世田谷区みどりの基本計画(平成30年3月)」の取り組み方針「農のみどりの継承」においては、農地保全方針に基づく取り組みの推進として、農地保全重点地区内では、農業振興等拠点として活用できる農地及び屋敷林を、あらかじめ農業公園として都市計画決定し、所有者が農地を手放さざるを得なくなった時に、区が農地を取得して農業公園として整備することで、農地を長期的に保全するとしている。さらに、「世田谷区農地保全方針(平成21年10月)」においては、農地保全重点地区を指定し、地区毎の特性に応じた農地等の保全策を講じたうえで、農業振興等拠点の整備を図ることとしている。

世田谷区北西部の農地保全重点地区(北烏山・給田地区)に位置する計画地は、一部都市緑地法に基づく北烏山九丁目屋敷林特別緑地保全地区及び市民緑地となっており、計画地内の生産緑地と一体的に昔ながらの世田谷の農の風景を感じることができ、農業振興等拠点として適した場所である。

こうしたことから、農地及び農の風景を保全し、農業振興等拠点として整備するため、都市計画公園の配置及び機能について検討した結果、北烏山九丁目地内における約0.6ヘクタールの区域について、第8・2・37号北烏山農業公園を都市計画決定しようとするものである。